

# 令和3年度世界農業遺産「清流長良川の鮎」長良川システムサポーター育成事業 企画・運營業務委託仕様書

## 1 趣旨

世界農業遺産「清流長良川の鮎」の保存・活用・継承に関わる実践者や意欲のある若手を対象に、自らの生業や取り組み、生活と世界農業遺産「清流長良川の鮎」の関連性を包括的に理解し、発信できる人材を育成するための研修を行う。

研修を通して、ふるさと教育やワークショップでの講師、各地域でのガイドなど国内外へ発信ができる人材や「清流長良川の鮎」の保全・活用・継承する人材として育成することを目的とする。

特に漁業者、若手人材及び環境保全分野で活躍する人材の発掘を行い、これまでに認定した流域の担い手とコラボレーションした研修の実施やそれらの人材と交流できるネットワークを作ることで、それぞれの取組みを活性化させ、相互協力することによる相乗効果で発信力の強化や新たな活躍の場の創出を目指す。

## 2 業務委託名

令和3年度世界農業遺産「清流長良川の鮎」長良川システムサポーター育成事業  
企画・運營業務委託

## 3 事業実施期間

契約締結日から令和4年1月31日まで

## 4 業務内容

### (1) 研修内容の企画・提案

- ・「清流長良川の鮎」を理解し、講師やガイド、後継者等として活躍できる人材を育成することができる研修を企画・提案すること。
- ・世界農業遺産「清流長良川の鮎」に対する理解を深めるための全体研修と関連施設の視察を盛り込んだ分科研修、全体を振り返り、ネットワークを機能させるためのワークショップを取り入れた全体研修を実施すること。  
なお、初回の全体研修は2回以上、分科研修は2回以上を実施し、分科研修後の全体研修では「長良川システムサポーター」認定式を併せて行うこと。
- ・開催日程については、受託者において、より多くの参加者が見込め、かつ、世界農業遺産「清流長良川の鮎」を研修するために、最も適した日程案を選定すること。
- ・研修の企画にあたっては、鮎資源再生産（人工ふ化放流等）に関する内容及び長良川下流域の暮らしや取り組み（輪中堤等）に関する内容を取り入れること。また、これまでに認定を受けた「流域の担い手」を各研修で活用し、令和3年度の認定予定者との交流を図ること。
- ・研修修了者は“長良川システムサポーター”として登録するとともに、既に認定された流域の担い手も含めたネットワークを作ること。

## (2) 講師の選定

- ・実施する研修のテーマについて、長良川流域の伝統的な文化、生活、漁法などに見識の深い講師を選定すること。
- ・なお、講師は、原則、研修テーマと同種の研修の講師を行った実績を持つものとする。
- ・講師の謝金・費用弁償については、受託者が負担すること。

## (3) 会場および視察先の手配

- ・全体研修の会場は、原則、世界農業遺産「清流長良川の鮎」認定地域（岐阜市、関市、美濃市、郡上市）内で、設備、アクセス等に配慮し、適当な場所を選定すること。なお、認定地域外で実施する必要がある場合、及び新型コロナウイルス感染拡大予防等のためWeb会議システム等を活用したりリモート研修を実施する必要がある場合は、別途、世界農業遺産「清流長良川の鮎」推進協議会（以下「協議会」という。）と協議することとする。
- ・会場使用料については、受託者が負担すること。
- ・分科研修の視察先については、世界農業遺産「清流長良川の鮎」に関する理解を深めることができる施設等を選定すること。
- ・視察先への謝金等については、受託者が負担すること。

## (4) 参加者の募集

- ・「清流長良川の鮎」の保存・活用・継承に関わる実践者や意欲のある若手を対象に募集をかけ、20名以上の“長良川システムサポーター”を登録できるよう、参加者を確保すること。
- ・参加者の確保にあたっては、これまでに認定した「流域の担い手」と年齢、性別、所属等（「属性」という。以下同じ）のバランスを考慮し、幅広く募集すること。特に漁業者、学生及び環境保全分野で活躍する人材の参加を強力に促すため募集方法を工夫し、参加者を確保すること。
- ・開催案内については、文書等の発出前に協議会と協議すること。

## (5) 研修会の実施

- ・研修会の実施にあたり、会場設営、必要な消耗品、テキスト等の準備を行うこと。  
なお、必要な教材教具、視察先での必要な経費（見学料等）については、受託者が負担すること。
- ・当日は、参加者の受付の他、司会進行、タイムキーピング、視察先での引率等の進行管理を行うこと。
- ・研修会では、参加者及び関係者の安全確保を徹底し、分科研修では、参加者が適切な補償を受けることができる旅行保険に加入させること。
- ・研修会終了後、研修内容の改善を目的としたアンケートを行い、回収すること。
- ・研修終了後は、速やかに撤収作業を行うこと。
- ・研修会の実施にあたっては、適切な新型コロナウイルス感染拡大防止対策を講ずること。

#### (6) 研修修了者の登録

- ・研修参加者のうち、全体研修（初回）及び1種類以上の分科研修に出席した者を修了者とし、“長良川システムサポーター”として20名以上の登録を目標とすること。なお、前年度の全体研修又は分科研修へ出席している者については、受講実績として認めるものとする。
- ・“長良川システムサポーター”の活動を活性化するためのネットワークを継続的に運営すること。

### 5 提出書類

#### (1) 事業計画書及び研修計画書

- ・契約締結後14日以内に、本委託業務の事業計画書（実施体制（業務実施責任者を明確に記載すること）、事業内容、事業スケジュール等）を作成し、協議会に提出すること。
- ・研修の実施にあたり、“長良川システムサポーター”として活動するために必要な知識・経験を身に付けることができるよう計画し、契約締結後40日以内に研修計画書を作成し、協議会とその内容を協議すること。

#### (2) 開催概要

- ・各日程毎に、開催日時、会場、講師プロフィール、研修内容を盛り込んだ開催概要を作成・提出し、内容について協議会と協議すること。

#### (3) 実施報告書等

- ・研修会を実施した都度、アンケート結果を取りまとめ、総括・改善点等について受託者の意見を付したうえで、終了後14日後又は委託業務最終日のうちいずれか早い日までに、協議会に実施報告書を提出すること。また、同書には研修概要、参加者リスト及び当日写真を盛り込むこと。

#### (4) 業務完了後の提出書類

- ・本業務完了後1か月を経過する日又は令和4年1月31日（月）のいずれか早く到来する日までに、協議会に対し、次の①～④の書類を提出すること。
  - ①実績報告書
    - ア 実施報告書の総括
    - イ 長良川システムサポーター登録者リスト
  - ②収支精算報告書
  - ③委託業務完了届
  - ④記録写真
- ・提出部数：書面2部、左記を記載した電子データ（CDもしくはDVD）1部
  - ※ 電子データについては、データを暗号化又はパスワード設定をしたうえで、提出の前にはウイルスチェックを行うこと。

## 6 支払条件等

- (1) 本業務に係る経費については、業務開始以降に支払うものとする。
- (2) 本業務の遂行上、必要がある場合は、受託者は概算払いを請求することができる。その際は、契約時に別途定める様式において概算払計画を示すとともに、所定の様式により請求書を提出すること。
- (3) 本業務終了後、契約書に記載の範囲において、事業の実施に要した経費を精算し、委託契約額を確定するものとする。
- (4) 確定した委託契約額を上回る額が既に概算払いされている場合は、受託者は当該超過分を協議会に返還するものとする。

## 7 業務の適正な実施に関する事項

### (1) 管理責任者等の配置

本業務の管理責任者及び協議会又は訪問先等との各種調整の窓口となる業務担当者をそれぞれ1名定めること。(共同体の場合は代表法人の者とする。)

### (2) 安全管理体制

実施にあたり、活動時の安全管理体制として、スタッフの配置、責任の所在、連絡体制等を明確にしておくこと。

### (3) 法令等の遵守

受託者は、本業務を行うにあたり、旅行業法(昭和27年法律第239号)、道路運送法(昭和26年法律第183号)等の関連法令等を遵守すること。

### (4) 業務の一括再委託の禁止

受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができない。ただし、業務を効率的に行ううえで必要と認められる場合、協議会と協議のうえ、業務の一部を委託することができる。

### (5) 個人情報保護

受託者が本業務を行うにあたって個人情報を取り扱う場合は、岐阜県個人情報保護条例(平成10年岐阜県条例第21号)、知事が取り扱う個人情報に関する岐阜県個人情報保護条例施行規則(平成11年岐阜県規則第8号)に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めること。

### (6) 守秘義務

受託者は、本業務を行うに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

#### (7) 知的財産権の取扱い

受託者は、本業務の実施のために必要な受託者が従前より有する知的財産権、あるいは第三者が有する知的財産権については、当該権利の利用にあたり支障のないよう書面により確認しなければならない。書面による確認がない場合に、以後何らかの問題が発生した場合は、受託者の責任により対処することとする。

#### (8) 妨害又は不当要求に対する通報義務

受託者は、契約の履行に当たって、暴力団関係者等から事実関係及び社会通念等に照らして合理的な理由が認められない不当若しくは違法な要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けたときは、警察へ通報しなければならない。なお、通報がない場合は入札参加資格を停止することがある。

受託者は、暴力団等による不当介入を受けたことにより、履行期間内に業務を完了できないときは、協議会に履行期間の延長変更を請求することができる。

### 8 著作権の譲渡等

著作権等については、別記「著作権等取扱特記事項」による。

### 9 その他

(1) 本業務に関する内容については、本仕様書によるほか、受託者の提案内容に従い、契約後詳細な打ち合わせにより、協議会及び受託者双方合意の上、決定する。なお、提案内容は、提案者が実施可能なものであることを前提とするが、提案内容の全てを採用して契約締結するとは限らないものとする。

(2) 新型コロナウイルス感染症の影響により事業の実施が困難であると判断される場合には、受託者は協議会に対して代替案を提示の上、両者が協議し、対応を決定することとする。

(3) 本仕様書に明示なき事項、又は業務上疑義が発生した場合は、両者協議により業務を進めるものとする。

## 著作権等取扱特記事項

(著作者人格権等の帰属)

- 第1 成果物が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る同法第18条から第20条までに規定する権利（以下「著作者人格権」という。）及び同法第21条から第28条までに規定する権利（以下「著作権」という。）は受託者（以下「乙」という。）に帰属する。
- 2 成果物に係る原稿、原画、写真その他の素材が著作物に該当する場合には、当該著作物に係る著作者人格権及び著作権（著作者人格権を有しない場合にあっては、著作権）は、提供した者に帰属する。ただし、世界農業遺産「清流長良川の鮎」推進協議会（以下「甲」という。）又は乙が第三者より利用許諾を得ている素材が著作物に該当する場合については、当該第三者に帰属する。

(著作権の譲渡)

- 第2 成果物が著作物に該当する場合には、当該著作物に係る乙の著作権のうち、次に掲げる権利を当該著作物の引渡し時に甲に譲渡する。
- 一 同法第27条に規定する権利
  - 二 同法第28条に規定する権利
- 2 成果物の作成のために乙が提供した成果物に係る原稿、原画、写真その他の素材が著作物に該当する場合には、当該著作物のうち、次に掲げるものの著作権を当該著作物の引渡し時に甲に譲渡する。
- 一 写真 同法第27条に規定する権利
  - 二 写真 同法第28条に規定する権利
- 3 前二項に関し、次のいずれかの者に成果物及び当該成果物に係る写真の著作権が帰属している場合には、乙は、あらかじめ乙とその者との書面による契約により当該著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）を乙に譲渡させるものとする。
- 一 乙の従業員
  - 二 本件契約によって実施される業務の一部が再委託される場合の再委託先又はその従業員
- 4 第1項及び第2項の著作権の譲渡の対価は、契約金額に含まれるものとする。

(著作者人格権)

- 第3 乙は、甲に対し、成果物及び当該成果物に係る写真（以下「成果物等」という。）が著作物に該当する場合には、著作者人格権を行使しないものとする。
- 2 甲は、成果物等が著作物に該当する場合において、当該成果物等の本質的な部分を損なうことが明らかな改変をすることはできない。

(保証)

第4 乙は、甲に対し、成果物等が第三者の著作権その他第三者の権利を侵害しないものであることを保証するものとする。

(成果物等の電子データが入った納入物の提供)

第5 乙は、甲に対し、成果物等の電子データが入った納入物（CD もしくは DVD）を当該成果物等の引渡し時に引き渡すものとする。

2 前項の規定により引き渡された納入物の作成の対価は、契約金額に含まれるものとする。

3 第1項の成果物等の電子データが入った納入物の所有権は、当該印刷製本物の引渡し時に甲に移転する。